

2. 全社の解任者及び是一封より是二万五千円也其後迄

1. 全社の外に才志主十五月四十九也其後迄
4. 置業の解任者七名は向後全社に其置業はす。

④ 小宮醤油醸造所 (六一五—六一九)

所在地 中津市小川崎 市小川町一三

置業者 一〇名

資本金 一〇名

事業主 小宮庄左衛門

本國産産

解任者五名は中津市労働組合員同盟に其事業は其権及び
し加置し是の事業主は其の嫌忌し時務の見し作裁より解任

セトし及期にあり少敷解任者は是より以て昭和三年一月廿一限り上
記之を以て解任者とす先とては置業主は一月廿一限り上
中津市労働組合員同盟に其事業は其権及び
中津市労働組合員同盟に其事業は其権及び
中津市労働組合員同盟に其事業は其権及び

1. 置業の口は二月五十一日二月二十日とし減之す(七月一日より全社)

2. 本所十五名の解任者中其の半数は

3. 解任の事業主の解任使用規則は其後全社に

⑤ 文化印刷株式会社 (六一—六二)

所在地 横濱市南仲通り五ノ八七

置業者 北村梅太郎氏三人

置業者

男一人名

女四名

資本金 五〇名 全上